

# 確定申告／市民税・県民税申告のご案内

問 税務課 本 2階 TEL (23) 8725

## 令和2年分 確定申告／市民税・県民税申告日程

大田原地区			期 日	黒羽・湯津上地区			
場 所	午前の部 8:30～11:30	午後の部 13:00～16:00		場 所	午前の部 8:30～11:30	午後の部 13:00～16:00	
野崎地区 公民館 (野崎研修 センター)	下石上・野崎 上石上 薄葉		2月 15日(月) 16日(火) 17日(水) 18日(木) 19日(金) 22日(月) 24日(水) 25日(木) 26日(金) 1日(月)	須賀川出張所 両郷出張所 (両郷地区 コミュニティ センター)	須佐木 須賀川 久野又 両郷・川田 大輪 堀之内 前田 北野上 黒羽向町 余瀬	須佐木・南方 須賀川・川上・雲岩寺 河原 中野内 寺宿・木佐美・大久保 黒羽田町 前田・八塩 黒羽田町 大豆田	
湯津上庁舎 (親園地区 <sup>※</sup> )	親園 花園 滝沢・滝岡	親園・荻野目 実取 宇田川					
湯津上庁舎 (佐久山地区 <sup>※</sup> )	佐久山 大神・藤沢	福原					
湯津上庁舎 (金田南地区 <sup>※</sup> )	北金丸 南金丸	北金丸・奥沢・倉骨 上奥沢・鹿畠・ 北大和久・赤瀬					
金田北地区 公民館	中田原						
	中田原・町島・ 荒井・岡	戸野内・練貫・ 乙連沢					
	市野沢	今泉・羽田					
	富池	小滝					
大田原市役所 (1F市民協 働ホール)	富士見	山の手・城山	3月 4日(木) 5日(金) 8日(月) 9日(火) 10日(水) 11日(木) 12日(金) 15日(月)		北滝	片田	
	紫塚	元町・新富町			亀久	矢倉・蛭田	
	未広	中央・本町			蛭田	湯津上	
	美原	美原・住吉町				湯津上	
	浅香	浅香・若松町			狭原	佐良土	
	若草	若草・加治屋				佐良土	
						蛭田	
						片府田	

\* 親園地区公民館

→ 湯津上庁舎

\* 佐久山地区公民館

\* 金田南地区公民館

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、左記申告相談会場は、今年度はスペースにゆとりのある湯津上庁舎に変更となります。該当の地区の方はご注意ください。

## ■申告会場における新型コロナウイルス感染症対策について

申告会場は、例年多くの方が来場しており、混雑緩和や感染予防など、徹底した感染症対策が必須です。申告者の皆さまには、次の点についてご理解いただき、ご協力をお願いします。

### 申告会場の感染症対策

#### ①入場人数の制限

- 待合席を減らし、申告会場に入場できる人数を制限します。
- 受付が終わりましたら、お呼び出しまで別室などでお待ちいただく場合があります。

#### ②消毒・飛沫対策など

- 会場の各所に消毒液を設置します。
- 会場のテーブルやイスは適時、消毒作業を行います。
- 待合室では、席の間隔を空けて座っていただきます。
- 職員と対面で話しをする場所には、飛沫対策のためアクリルボードを設置します。
- 会場は定期的に換気を行います。

### 申告会場での申告をお考え方の方へ

①3密を避けるため、できる限りe-Tax(電子申告)をご利用ください  
e-Taxを利用すれば混雑する申告会場を避けて申告ができます。パソコン・スマートフォンを利用して国税庁の確定申告コーナーから確定申告書が提出できます(詳細は本紙15ページをご覧ください)。混雑緩和のため、できる限り申告会場への来場を避け、会場での新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力ください。

#### ②来場する方(e-Taxが利用できないなど)へのお願い

##### ・検温のお願い

申告会場に入場する前に検温をお願いします。37.5度以上の熱がある方は、当日の受付はお断りさせていただきます。  
※事前にご自宅で検温していただき、体調不良・発熱などの症状がある場合は来場をご遠慮ください。

##### ・マスク着用のお願い

受付会場に入場する際は、マスクの着用をお願いします。マスクを着用されない場合は、受付会場への入場をお断りさせていただく場合があります。

##### ・「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」の事前作成のお願い

申告に必要な書類については、事前作成にご協力ください。作成されていない場合は、お帰りいただく場合もあります。

##### ・少人数での来場のお願い

混雑緩和のため、できる限り申告者のみの来場をお願いします。

##### ・筆記用具持参のお願い

受付票の記入などに使うボールペン(黒または青)をご持参ください。

## 申告が必要な方

昨年度、市民税・県民税の申告をされた方には、通知を送付しますが、通知を受けていなくても、次のような方は申告をしてください。

- 令和3年1月1日に大田原市に住所があり、
- ▶令和2年中に事業所得や地代・家賃などの不動産所得、土地などの譲渡所得、その他所得があつた方
- ▶給与所得がある方で、「給与支払報告書」が勤務先から市税務課に送付されていない方(勤務先に確認してください)や令和2年中に退職した方
- ▶給与所得のみで、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする方
- ▶年金所得のみで、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの控除を追加する方
- ▶国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険の加入者で、下記「申告が不要な方」に該当しない方(なお、国民健康保険加入の被扶養者は収入が皆無でも保険税が軽減される場合がありますので、必ず申告してください)

## その他申告が必要な場合

児童扶養手当、保育園の入園などの手続きをする方や、市営住宅に入居している方は、所得の状況を示した各種証明書の提出が必要になる場合があります。これらの証明書の交付を受けるためには申告してあることが必要です。

## 申告に必要な書類

- ▶確定申告のお知らせはがき(税務署から送付があつた方のみ)
- ▶個人番号(マイナンバー)に関する身元確認書類(運転免許証など)および番号確認書類(マイナンバーカードなど)
- ▶申告書(会場にも用意してあります)
- ▶印鑑および預金通帳(口座番号が確認できるもの。所得税が還付になる場合必要となります)
- ▶源泉徴収票
- ▶所得金額が分かる書類(給与支払証明書・収支内訳書など)
- ▶不動産所得がある方は、固定資産税の課税証明書または市税務課発行の申告用名寄公課資料(無料)など
- ▶所得控除を受けるための各種書類
  - ・生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの領収書または支払証明書
  - ・身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書
  - ・寄附先から交付を受けた寄附金受領書など
- ▶医療費控除を受ける方は、医療費の領収書や補てん金(高額療養費・医療保険などで戻ってきた金額)を確認できる書類またはそれらをまとめた医療費控除の明細書
- ※なお、医療費控除の事前準備として、令和2年中に支払った医療費の領収書を個人別・病院別に分け、医療費総額を計算してください。
- ※従来の医療費控除ではなく、セルフメディケーション税制を適用する場合は、セルフメディケーション税制の明細書の提出と一定の取組を行つたことを明らかにする書類が必要となります。

## 申告するときの注意事項

- ▶申告期間中は、職員が各申告会場へ出張しているため、税務課窓口や各支所の窓口では申告できません。必ず指定会場・日時で申告してください。(ただし、収入のない方の申告については、税務課窓口でも受け付けます)。
- ▶受付時間 ①午前の部 午前8時30分～11時30分  
②午後の部 午後1時～4時  
※午後4時以降は受付できません。
- ▶令和元年分の申告から、市の申告相談会場では消費税の申告受付を行っていません。消費税の申告は税務署にお願いします。

## 申告が不要な方

- ▶税務署に所得税の確定申告をする方
- ▶昨年の所得が年末調整をした給与所得のみの方
- ▶昨年の所得が年金所得のみの方(追加控除がある方を除く)
- ※給与所得、年金所得とともに、給与支払者または年金保険者から給与、年金支払報告書が市に届いている場合に限ります。

## 農業所得を申告するとき

**事前に収支内容をまとめてお持ちください。** 収支内容をまとめていないと、実際にかかった経費も必要経費として認めることができなくなり、思いがけない課税が発生する場合があります。日ごろから記帳するよう心掛け、スムーズに申告ができるよう事前準備をお願いします。

### ●持ち物

- ・収支内訳書または収支内容をまとめたノートなど
- ・根拠となる領収書(レシートも可)
- ・米、農産物などの販売数量、販売金額が記載された明細
- ・農業に関する交付金・助成金などの通知
- ・通帳(令和2年1月～12月の取引内容が記載されているもの)

※取得価額が10万円以上の農業用資産を事業用として新たに取得・転用した方は、減価償却の方法により経費計上することとなりますので、農機具などの名称、取得年月、取得価格を確認しておいてください。(農業用資産を廃棄・売却した場合は廃棄・売却年月を確認しておいてください。)

※経費として認められるものはあくまで農業をする上で負担したもののみです。毎年、家庭用で支払ったものを含めて経費計上する方も見られますので、ご注意ください。

※農地を貸し付け、小作料として現金やお米で受け取る場合は、農業所得ではなく「不動産所得」として申告が必要になります。その場合、貸地にかかる固定資産税や土地改良費を負担していれば経費となります。

## 収入のない方の申告

前年中に収入が皆無であった方または非課税収入(遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付など)のみを受給していた方は、申告書に必要事項を記入し押印の上、市税務課に直接お持ちいただくか、郵送で提出してください。

### ◎市のホームページで市民税・県民税申告書の様式をダウンロードできます。記載例も参照できます。

市公式ホームページ上段のサイト内で検索

**住民税申告書 サイト内検索**



## 障害者控除対象者認定書の発行

税の申告の際、障害者手帳をお持ちでない方でも、65歳以上の要介護認定者の方で、障害者手帳を持っている人と同程度の障害があると認定された方(認定基準あり)は、障害者控除対象者認定書を提出することで障害者控除を受けることができます。認定書が必要な方は、下記窓口で申請をしてください。

問 高齢者幸福課 本3階 TEL(23)8740

## 給与・賃金などを支払った方へ

### ～給与支払報告書の提出について～

令和2年中に給与・賃金など(専従者給与、パート・アルバイト代を含む)を支払われた方は、給与の支払いを受けた方の令和3年1月1日現在の住所地に、給与支払報告書を提出することが法令で義務付けられています。

給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、必ず期限までに提出をお願いします。また、提出期限直前は大変混雑しますので、給与支払報告書の早期提出にご協力をお願いします。

問 税務課 本2階 TEL(23)8725

●提出期限…2月1日(月)

●提出書類…給与支払報告書(総括表、個人別明細書、普通徴収切替理由書\*)

\*普通徴収に切り替える場合には提出が必要です。切替理由書は総括表と合わせて市から送付しています。届いていない場合には市ホームページからダウンロードしていただけ、左記へご連絡ください。

提出方法の詳細は、総括表の裏面や市ホームページをご覧ください。

## 確定申告で医療費控除を受ける国民健康保険の方へ

確定申告で医療費控除を受ける際は、年間に支払った医療費から、高額療養費などの保険給付を受けた金額を差し引いて申告する必要があります。

国民健康保険では、1か月に支払った医療費が下表の自己負担限度額を超えると、超過分が高額療養費として支給される可能性があります。支給対象者には、支給申請の案内を送付しており、12月診療分は2月下旬に発送予定です。

「医療費のお知らせ」は確定申告で医療費控除を受ける際に添付書類として使用できます。令和2年1月～12月

に国民健康保険で受診した「医療費のお知らせ」については1月～10月診療分を2月上旬に発送する予定です。11月と12月診療分については、ご自身で保管している領収書に基づいて申告してください。「医療費のお知らせ」を紛失した場合は再発行が可能ですので下記へご連絡ください。

なお、医療費控除を受けた領収書は5年間の保管義務があり、高額療養費の申請の際にも領収書によって支払額の確認を行いますので、大切に保管してください。

問 国保年金課 本2階 TEL(23)8857

### ● 70歳未満の方

区分	所得要件※1	自己負担限度額※2
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【140,100円】
イ	旧ただし書所得 600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【93,000円】
ウ	旧ただし書所得 210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【44,400円】
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円【44,400円】
オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円【24,600円】

### ● 70歳以上、75歳未満の方

区分	自己負担限度額(円)※2		
	外来(個人ごと)		
現役並み所得Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【140,100円】		
現役並み所得Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【93,000円】		
現役並み所得Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		【44,400円】
一般	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円	
低所得者	II		24,600円
	I	8,000円	15,000円

※1、所得は令和元(2019)年中の所得です。(1～7月診療分は平成30(2018)年の所得によります)「旧ただし書所得」とは、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

※2、【】内の金額は、過去12か月に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降に適用される自己負担限度額です。

# 大田原税務署からのお知らせ

## e-Taxについて

問 大田原税務署 TEL (22)3115(自動音声)

- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅などでパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できますので、e-Taxで送信または画面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。
  - 「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、ご自宅などで「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができますので、ぜひご利用ください。
- ※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
- 「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話でお問い合わせください。
- 《確定申告などに関する問い合わせ》  
国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。
- 《e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問い合わせ(1月12日㈫～3月15日㈰)》  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク TEL 0570(01)5901  
【受付時間】月曜～金曜 午前9時～午後8時(祝日を除く)  
2月21日、2月28日、3月7日、3月14日の日曜日 午前9時～午後8時

## 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場 開設

- 会場…大田原税務署別館
- 期間…1月25日㈪～3月15日㈰(㊁㊂㊃)を除く)
- 時間…午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時から、提出は午後5時まで)  
各税の申告期間は次のとおりです。

▶所得税：2月16日㈫～3月15日㈰▶個人消費税：2月16日㈫～3月31日㈰▶贈与税：2月1日㈪～3月15日㈰

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年分の確定申告は、還付申告の方の申告相談を1月25日㈪から会場を開設しています。なお、本年は会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。また、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

※申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。  
※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状がある方は入場をご遠慮いただく場合があります。  
※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

## 消費税の確定申告をされる方へ

令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

## 公的年金などを受給されている方へ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告を提出する必要はありません。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

所得税の還付を受ける場合は、2月15日以前でも申告を受け付けていますので、早めに申告をお願いします。また、平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている方は、この制度は適用されません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

## 医療費控除を適用される方へ

医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要です。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

## あなたのスマホが申告会場になります

検索してアクセス or 読み取ってアクセス



Android™の方



確定申告



国税庁ホームページ  
申告書の作成はこち  
らから!

(推奨ブラウザ)

iPhone/iPad → Safari

Android → Chrome



詳細は、こちらのQRコードを読み取ってアクセスしてください